

【厚生労働委員会】

(1) 審議概観

第157回国会において、本委員会に付託された法律案は内閣提出1件であり、可決した。また、本委員会付託の請願4種類54件は、衆議院解散のため、審査未了となった。

〔法律案の審査〕

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律案は、本年3月から7月にかけて、世界各地でまん延したSARSを始めとした海外における感染症の発生状況等を踏まえ、総合的な感染症予防対策の推進を図るため、1類感染症として、SARS及び痘そうを追加するなど感染症の類型について見直しを行うとともに、感染症を人に感染させるおそれのある動物の輸入届出制度を創設し、あわせて検疫感染症に感染したおそれのある者について健康状態の報告を求める等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、SARSのまん延防止に必要な医療提供体制の在り方、生物テロによる感染症被害への対応、感染症予防に向けた国際協力の必要性等について質疑が行われた後、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決された。なお、10項目にわたる附帯決議が付された。

(2) 委員会経過

○平成15年10月7日（火）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 社会保障及び労働問題等に関する調査を行うことを決定した。
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律案（閣法第6号）（衆議院送付）について坂口厚生労働大臣から趣旨説明を聞いた。

○平成15年10月9日（木）（第2回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律案（閣法第6号）（衆議院送付）について坂口厚生労働大臣、森厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第6号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、社民、無
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律案（閣法第6号）

【要旨】

本法律案は、最近の海外における感染症の発生の状況、国際交流の進展、保健医療を取り巻く環境の変化等を踏まえ、総合的な感染症予防対策の推進を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部改正

(1) 感染症の類型の見直し

最も重篤な感染症である1類感染症として、重症急性呼吸器症候群（病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る。）及び痘そうを追加するとともに、高病原性鳥インフルエンザその他の既に知られている感染性の疾病であって、動物等を介して人に感染し、国民の健康に影響を与えるおそれがあるものとして政令で定めるものを新たな4類感染症とし、消毒、ねずみ等の駆除等の措置の対象とする。

(2) 基本指針及び予防計画に定める事項の見直し

厚生労働大臣の定める基本指針及び都道府県知事の定める予防計画について、緊急時における感染症の予防及びまん延の防止並びに医療の提供のための施策等に関する事項を定めるものとする。

(3) 国による調査の実施

厚生労働大臣は、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため緊急の必要があると認めるときは、職員に感染症の患者等に質問させ、又は必要な調査をさせることができる。

(4) 検疫所長との連携

都道府県知事は、2の(1)による通知を受けたときは、当該都道府県の職員に、健康状態に異状を生じた者その他の関係者に質問させ、又は必要な調査をさせることができる。

(5) 厚生労働大臣の指示

厚生労働大臣は、緊急の必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、感染症について都道府県知事が行う事務に関し必要な指示をすることができる。

(6) 動物等の輸入に係る届出制度の創設

感染症を人に感染させるおそれのある動物及びその死体を輸入しようとする者は、輸出国における検査の結果、感染症にかかっていない旨の証明書を添付し、当該動物等の種類、数量等を記載した届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 検疫法の一部改正

(1) 健康状態の報告等

検疫所長は、検疫感染症に感染したおそれのある者に対し、入国後の連絡先等の報告を求め、一定の期間、健康状態の報告を求めることができることとともに、健康状態に異状を生じた者を確認したときは、その者の居所の所在地を管轄する都道府県知事に通知しなければならない。

(2) 新感染症に係る措置

厚生労働大臣は、外国に新感染症が発生した場合において、緊急の必要があると認めるときは、検疫所長に、当該新感染症にかかっていると疑われる者に対する診察を行わせることができる。

3 施行期日

この法律は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。ただし、1の(6)に係る改正規定は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】

政府は、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 1 SARSについては、ウイルス、病態及び感染経路の解明並びに治療法、治療薬及びワクチンの開発を急ぐとともに、これらの医学的知見の集積等を踏まえ、その感染症法上の類型について、2年ごとの見直しを行うこと。
- 2 検疫法第18条第2項に規定する入国者に係る入国後の健康状態の報告義務については、SARSの疑いがある患者がいる医療機関で働いていた者や患者の家族等、濃厚接触のあった者等に限定するなど、科学的根拠に基づいた運用を図ること。また、これらの者に係る個人情報の保護については万全を期すこと。
- 3 検疫については、国内の感染症対策と密接な連携を取りつつ的確な運用に努めるとともに、感染症の発生状況に応じて機動的かつ柔軟に対応できるよう人員を配置する等体制の強化に努めること。
- 4 保健所については、地域における感染症対策の中核機関として、国、地方公共団体の関係機関と緊密な連携を図りつつ、住民に対する必要な情報の提供等、その役割が十分果たせるよう体制の強化を図ること。
- 5 感染症に係る施策の実施に当たっては、感染症患者やその家族に対する差別や偏見が生じないように、関係機関との連携を取りつつ、職場、地域、学校等への啓発を徹底すること。
- 6 SARSに感染した疑いのある者に係る外来診療については、対応可能な体制を備えた拠点医療機関（協力医療機関）を定める等により、地域における医療提供体制に混乱が生じないように必要な措置を早急に講ずるよう努めること。
- 7 生物テロへの対応については、引き続き、必要となる治療薬及びワクチンの確保に努めるとともに、医師、看護師、保健師等に対する教育・研修の充実を図ること。
- 8 感染症を人に感染させるおそれのある動物等の輸入に係る届出制度については、できるだけ早期に実施できるよう準備を急ぐとともに、当該動物等の所有者、管理者に対しては、それらの管理を適切に行うことができるよう必要な情報の提供等に努めること。
- 9 地球規模化する感染症問題については、海外の事例の収集、分析等を踏まえ、新感染症等への速やかな対応が可能となるよう人材の確保、研究機関の体制整備等を重点的かつ積極的に行うこと。また、海外における患者情報の把握及び発生源対策が重要であることにかんがみ、WHO及びASEAN並びに二国間協議等を通じた国際医療協力の一層の推進を図ること。

10 感染症の患者及び感染者に対し、その人権に配慮した良質かつ適切な医療が提供されるよう、医師、看護師、保健師等に対する教育・研修の充実、感染症専門医の育成等に努めるとともに、感染症指定医療機関について、その指定が促進されるよう必要な措置を講ずるよう努めること。

右決議する。

(4) 付託議案審議表

・ 内閣提出法律案（1件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議決	委員会付託	委員会議決	本会議決
6	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律案	衆	15. 9.26	15. 10.6	15. 10.9 可決 附帯	15. 10.10 可決	15. 10.1 厚生労働	15. 10.3 可決 附帯	15. 10.3 可決

(注) 附帯：附帯決議

【農林水産委員会】

第157回国会において、本委員会に付託された法律案はなかった。
また、本委員会付託の請願1種類2件は、衆議院解散のため、審査未了となった。

【経済産業委員会】

第157回国会において、本委員会に付託された法律案はなかった。
また、本委員会付託の請願1種類27件は、衆議院解散のため、審査未了となった。

【国土交通委員会】

第157回国会において、本委員会に付託された法律案及び請願はなかった。

【環境委員会】

第157回国会において、本委員会に付託された法律案及び請願はなかった。

〔国政調査〕

第156回国会閉会後の9月4日及び5日、岐阜県及び愛知県における水循環等に関する実情調査のため、委員派遣を行った。